特定事業所集中減算に係るQ&A

制度全般に関することについて				
	判定期間と減算適用期間について教えて下さ い。	① 前期…判定期間 3月分から8月分→減算適用期間 10月分から3月分 ② 後期…判定期間 9月分から2月分→減算適用期間 4月分から9月分 ただし、平成30年度前期については判定期間 4月から8月→減算適用期間10月から3月		
	対象サービスが訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与となるのはいつからですか。	平成30年度介護報酬改定により、特定事業所集中減算の制度が変更になり、平成30年度前期から適用となります。		
問3		80%を超えているかどうかは、一月だけで判断するのではなく、半年間の判定期間を通じて判断します。例えば、平成30年4月から平成30年8月までの期間を通じて80%を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、平成30年10月分の請求から減算することになります。したがって、遡って返還等するものではありません。 ※ 本来減算だったにもかかわらず減算せずに請求し、事後に減算だったことが判明した場合は、遡って返還する場合もあります。		
	え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、減	特定事業所集中減算は、一つのサービスでも80%の割合を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、全ての利用者の居宅介護支援費について、減算して請求することになります。したがって、例の場合は、訪問介護を利用していない方の居宅介護支援費であっても、減算することになります。		
提出方法について				
	20件以下である等の正当な理由に該当している	80%を超えていれば正当な理由に該当している場合であっても「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出が必要です。正当な理由に該当する場合、届け出様式の所定欄に正当な理由の番号を記載して提出してください(正当な理由に該当するかどうかは、杉並区が判断します)。		

		80%を超えていなければ「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出は 不要ですが、全ての居宅介護支援事業所が作成して、2年間保存しなければなりません。
	「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」は、80%を超えた場合、法人の代表者印を押して提出し、保存しますが、80%を超えない場合でも代表者印を押さなければいけませんか。	必ずしも代表者印を押さなくてもよいですが、法人内で責任のある者が確認していることがわ かるように保存されてあることが望ましいです。
問8	3月(9月)15日までに提出が間に合わない場 合はどうしたらよいでしょうか。	必ず間に合うように提出してください。万が一遅れた場合は速やかに提出してください。
問 9		作成し保存することは必要です。80%を超えていれば「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を提出してください。その際、正当な理由の欄に「3月(9月)末廃止」と記載してください。
問10	特定事業所集中減算に該当することになってしまいましたが、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書も提出する必要がありますか。	「加算届」は、減算の適用の有無が変わる場合に提出が必要となります。具体的には、減算の適用が①「なし」から「あり」になる場合、②「あり」から「なし」になる場合の2通りです。特に、減算が「あり」から「なし」になっても、この加算届が提出されなければ、減算「あり」のままになり、引き続き減算して請求することになりますので、ご注意ください。また、「なし」から「あり」になった場合で、特定事業所加算を取得している事業所は、特定事業所加算の要件を満たさなくなりますので、加算届の提出が必要になります。
問11	問10の加算届はいつまでに提出すればよいで すか。	加算届は、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」と一緒に介護保険課事業者係へ提出してください。判定期間が前期であれば9月15日まで、後期であれば3月15日までが提出期限です。

計算方法について				
問12	「居宅サービス計画の総数」や「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」とありますが、 これは新たに作成したものをカウントするので しょうか。	その月に給付管理(報酬請求)したプランをカウントします。新規作成だけではなく、その月 に利用している方全てをカウントします。		
問13	区分変更を申請中などにより、要介護認定のおりていない利用者の報酬請求は月遅れで行われることとなりますが、この場合の件数のカウント方法はいつになりますか。	サービスを提供した月でカウントします。例えば、4月サービス分を月遅れで6月に5月サービス分と一緒に請求したケースは、5月ではなく4月の件数にカウントします。		
問14	介護予防は件数に含まれますか。	含まれません。		
問15	基準該当の事業所分は件数に含まれますか。	含まれません。		
問16	例えば、A法人のB事業所とC事業所の訪問介護を利用している場合、BとCそれぞれの事業所ごとに割合を計算しますか。	紹介率最高法人の割合によって判断するものです。例の場合は、B事業所とC事業所の利用者の数を合わせた、A法人の利用者の割合で計算します。		
	例えば、同一の利用者がA法人とB法人の訪問介護を利用している場合、どのようにカウントしますか。	「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」(=分母)は1件とカウントします。A法人とB法人に位置付けた居宅サービス計画数(=分子)には、それぞれ1件ずつカウントします。(具体例) 訪問介護の利用者100人のうち、A法人のみ利用が80人、B法人のみ利用が15人、A, B両方利用しているのが5人の場合、A法人は (80+5) ÷100=0.85=85% B法人は (15+5) ÷100=0.20=20% になります。		
	合併等により変更になった場合の取扱いはどの	別々の法人の事業所となりますので、別々に計算してください。 例えば、6月までA法人のC事業所、7月からB法人のD事業所となった場合は、3月から6 月分まではC事業所として、7月から8月まではD事業所として計算してください。		

問19		別々の法人となりますので、各法人の事業所として計算してください。 例えば、6月までA法人のC事業所、7月からB法人のD事業所となった場合は、3月から6 月分まではA法人の事業所として、7月から8月まではB法人の事業所として計算してください。		
届出書の記入方法				
問19	事業所1、事業所2とありますが、上位2つの 事業所を計算するということでしょうか。	計算は上位2つにけてなく、至くカリントします。 同一法人で、3つ以上の事業所を利用している場合、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」に上位2つまで記入し、3つ目以降は「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書 別紙」を使用してください		
問20	同率の紹介率最高法人がある場合、どのように 記載すればよいでしょうか。	居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書には、どちらか1法人を記載し、別紙 (任意様式)に他の法人を記載してください。		
問21	紹介率が80%以下のサービスは記入しなくても よいでしょうか。	紹介率が80%以下の場合でも、全て記入する必要があります。		
問22		いずれか1つの番号を記入いただければ問題ありませんが、審査の結果、記入した番号に当てはまらない場合がありえますので、複数の番号を記入することを推奨しています。		
正当な理由について				
問23	「日常生活圏域」とは何ですか。	「日常生活圏域」とは、介護保険法の規定に基づき、区市町村が介護保険事業計画において定める区域のことです。 杉並区では7圏域に分かれています(井草、西荻、荻窪、阿佐谷、高円寺、高井戸、方南・和泉) 「日常生活圏域一覧」参照		
問24	「サービス種別ごとの事業所数が当該判定期間の初日現在で5事業所未満」とありますが、実際に何か所あるのかわかりません。どこから情報を入手すればよいでしょうか。	事業所の情報については、「日常生活圏域別サービス種別事業所数一覧」に掲載していますので、そちらを確認してください。		
	利用者から理由書をもらい、地域ケア会議等で 意見や助言を受けているものは、正当な理由に 該当しないのでしょうか。	地域ケア会議等で意見や助言を受けている場合であっても、正当な理由に該当しません。		

問26 東京都福祉サービス第三者評価については、ど こに問い合わせをすればいいでしょうか。

第三者評価に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

東京都福祉サービス評価推進機構

(公益財団法人 東京都福祉保健財団 福祉情報部 評価支援室

電話 03-3344-8515

地域密着型通所介護の取扱いについて

平成28年5月30日付の厚生労働省事務連絡によると、「平成28年4月1日以降平成30年3月31日までの間に作成される居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護(以下「通所介護等」という。)のそれぞれが関するのではなく、通所介護等について計算するのではなく、通所介護等にかり、通所介護等について最もその紹介に対し、通所介護等について最もその紹介性数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。」とされています。平成30年度以降もこの取扱いは同様ですか。

貴見のとおりです。

事務連絡では、通所介護事業所と地域密着型通所介護事業所の両方を利用している利用者がいる場合について述べています。

- ①通所介護及び地域密着型通所介護のそれぞれを計算する方法
- ②地域密着型通所介護を通所介護に含めて計算する方法

どちらを選択していただいても構いません。

(具体例)

利用者A:通所介護事業所(a法人)

利用者B:地域密着型通所介護事業所(a法人)

利用者C:通所介護事業所(b法人)

利用者D:地域密着型通所介護事業所(c法人)

利用者E:通所介護事業所(b法人)、地域密着型通所介護事業所(d法人)

① 通所介護及び地域密着型通所介護のそれぞれを計算する方法

通所介護 (a 法人) の紹介率: 1 (a 法人の合計) ÷3 (通所介護の件数) =33.4% 通所介護 (b 法人) の紹介率: 2 (b 法人の合計) ÷3 (通所介護の件数) =66.7%

地域密着型通所介護(a 法人)の紹介率:

1(a 法人の合計)÷3(地域密着型通所介護の件数)=33.4%

地域密着型通所介護 (c法人)の紹介率:

1 (c 法人の合計) ÷3 (地域密着型通所介護の件数) =33.4%

地域密着型通所介護 (d 法人) の紹介率:

1(d法人の合計)÷3(地域密着型通所介護の件数)=33.4%

② 地域密着型通所介護を通所介護に含めて計算する方法

| a 法人の紹介率:2(a 法人の合計)÷5(通所介護・地域密着型通所介護の件数)=40%

b法人の紹介率:2(b法人の合計)÷5(通所介護・地域密着型通所介護の件数)=40%

c 法人の紹介率:1(c 法人の合計)÷5(通所介護・地域密着型通所介護の件数)=20%

d 法人の紹介率:1(d 法人の合計)÷5(通所介護・地域密着型通所介護の件数)=20%

間27